

豪華景品が当たる

国保料の 広島県 口座振替促進 キャンペーン

問い合わせ 市民税務課 ☎59-2127
保健医療課 ☎59-2141

○キャンペーン対象期間・景品

対象期間	景品
第1期 令和3年4月1日(木)～ 令和3年7月21日(水)	■広島3大プロチケット 《9月以降観戦用》 ・広島交響楽団 ・サンフレッチェ広島 ・広島東洋カープ ■QUOカード(1,000円相当)
第2期 令和3年7月26日(月)～ 令和4年2月1日(火)	■市町産品(3,000円相当) ■QUOカード(1,000円相当)

各期の当選者数は、各市町の被保険者数、口座振替登録者数と登録割合で、県が各市町に設定します。各市町で抽選を行い、当選者へ景品を送付します(当選者の発表は景品の発送をもって代えさせていただきます)。※景品は予告なく変更する場合があります。

県では国民健康保険料の納付方法は、原則口座振替となっております。令和3年度はさらに多くの方に口座振替を利用していただくため、口座振替促進キャンペーンを実施します。豪華景品が当たるチャンスです。

○キャンペーン対象者
キャンペーン対象期間中に、以下の条件をすべて満たす方
○対象期間の末日時点で口座振替登録を行っている
○対象期間の末日時点で被保険者の資格がある
○納期が到来している保険料に未納がない

※新たに口座振替登録を行う場合、対象期間の末日時点で口座振替登録が確認できた方に限ります。第1期当選者は第2期の抽選対象外となります。

自動エントリーのため、申し込みは不要です。

○口座振替登録の方法
市指定の金融機関の窓口で申し込んでください。

(市指定の金融機関)
四国銀行・佐伯中央農業協同組合・広島銀行・もみじ銀行・山口銀行・西京銀行・中国労働金庫・広島信用金庫・広島県信用漁業協同組合連合会・ゆうちょ銀行・郵便局
(申し込みに必要なもの)
通帳・通帳届出印・世帯主の認め印・口座振替依頼書(市内の金融機関に備えてあります)。

○キャンペーン対象期間・景品
当選者の発表は景品の発送をもって代えさせていただきます。

※景品は予告なく変更する場合があります。

国保の医療費通知
奇数月発送から年2回に変更

国民健康保険の被保険者に治療などにかかった医療費を確認してもらい、健康の大切さや今後の健康管理と医療費適正化に役立ててもらうため、医療費通知を送付しています。

これまでは、奇数月に送付していましたが、今年度から県内市町で通知回数を一し、年2回(1月・10月受診分は2月上旬、11月・12月受診分は3月下旬)送付します。

問い合わせ
保健医療課 ☎59-2141

毎月第一土曜日は「ひろしま環境の日」です。

「ひろしま環境の日」一斉行動
5月のテーマ
外出時は自転車や公共交通機関を利用しよう!

家庭で、職場で、できることから始めましょう。
環境整備課 ☎59-2154

刑務官採用試験
問い合わせ
岩国刑務所 ☎410136

第1次試験日
9月19日(日)

受付期間
7月20日(火)～29日(木)
インターネットで受け付け

QRコード
募集職種など詳しい内容は、こちらのQRコードから検索してください。

悩んでいる方ご本人や、ご家族など、周りの方の相談に専門の医師が応じます。

心の健康相談
(精神保健福祉相談)

相談無料・秘密厳守

気分がゆううつ
酒・薬物依存の問題
認知症
ひきこもり
眠れない
人とうまく付き合えない
対人関係・職場等でのストレス

とき・ところ
5月13日(木) 山崎本社 みんなのあいプラザ 14時～16時
5月21日(金) 県西部保健所 ☎0829-32-1181 ※予約制(2日前まで)

障害がある方で就労を希望する方の相談を受け付けます。予約制のため、前日までに電話で申し込んでください。

障害者
就労相談

とき 5月13日(木) 10時～12時 ところ 市役所

申し込み/問い合わせ
広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ ☎0829-34-4717

国民年金は日本に住む20歳から59歳までの全ての人が加入することになっています。

加入期間中に就職や転職、結婚、退職などで年金の種別が変わったときには、手続きが必要です。手続きを忘れると、将来受け取る年金が減額されたり、受けられなくなったりする場合があります。

年金のはなし No.295

人生の節目を迎えたとき
年金の手続きを忘れないように

問い合わせ
広島西年金事務所 ☎082-535-1505
保健医療課 ☎59-2141

こんなとき	どうする	届け出先	手続きに必要なもの	注意事項
1 20歳になったとき	手続きは不要です。ただし第3号被保険者の方は手続きが必要です。	第3号被保険者になる方 ⇒ 配偶者の勤務先	第3号被保険者になる方 ⇒ 配偶者の勤務先に問い合わせてください。	20歳の誕生日が過ぎた後に保険料納付書、年金手帳が郵送されます。
2 会社を退職したとき(60歳未満の方) ※被扶養配偶者も同様	国民年金の加入手続きをしてください。	市役所	年金手帳、離職票または資格喪失証明書(退職年月日がわかるもの)	退職された方が60歳以上でも、被扶養配偶者が60歳未満の場合は、手続きが必要です。
3 結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更手続きをしてください。	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせてください。	
4 配偶者の扶養から外れたとき	第3号被保険者からの種別変更手続きをしてください。	第3号被保険者から第1号被保険者 ⇒ 市役所 第3号被保険者から第2号被保険者 ⇒ 勤務先	年金手帳、資格喪失証明書	届け出先が異なるので注意してください。
5 年金手帳を無くしたとき	再交付の手続きをしてください。	第1号被保険者 ⇒ 市役所または広島西年金事務所 第2号被保険者 ⇒ 勤務先 第3号被保険者 ⇒ 配偶者の勤務先	本人を確認できるもの(免許証など)	市役所で受け付けの場合は3週間程度、広島西年金事務所はその日に発行可能です。
6 保険料を納めるのが困難なとき	保険料免除の申請をしてください。	市役所	年金手帳、雇用保険受給資格者証または離職票(失業の場合)、在学期間が分かる学生証または在学証明書(学生の場合)	免除の申請は2年1カ月前までさかのぼって申請が可能です。

【年金の種別】
「第1号被保険者」：自営業者、学生、無職などの方
「第2号被保険者」：サラリーマン、公務員などの方
「第3号被保険者」：第2号被保険者に扶養されている配偶者
※年金手帳の代わりにマイナンバーでの手続きも可能です。
手続きには、本人確認(「身元確認」と「番号確認」)が必要です。
以下のどちらかで確認します。
①マイナンバーカード
②マイナンバー通知カードと身分証明書(免許証など)
※新型コロナウイルス感染症の影響により所得が相当程度まで下がった場合も、免除申請が可能です。
詳細は問い合わせてください。